

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮できるよう、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年 9月 1日 から 令和9年 8月 31日までの3年間

<目標>

年次有給休暇の取得のための措置の実施

<対策>

令和6年 9月～ 社員の業務、作業内容、工程の報告、管理の徹底

令和7年 3月～ 既存有給休暇管理台帳の整理、社員への有給休暇残日数の報告

令和7年 10月～ 代替社員の採用の検討

令和8年 3月～ 社員へのアンケート実施

令和8年 9月～ 有給休暇取得奨励日の設置検討